

(案)

船員に関する特定最低賃金（漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおり結論とする。

記

1. 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）については、最低賃金額「192,200円」の改定は行わないことが適当である。
2. 漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）については、最低賃金額「196,400円」を「196,600円」に改定することが適当である。